

第4章 まちづくりの方針（全体構想）

1. 土地利用の方針



今後も人口減少が予想される中、県南地域における中核的な都市としての役割を維持するため、東九州自動車道などの広域交通体系を活かしながら各地域に拠点を配置します。本市の特性や環境に配慮した適正な土地利用を進め、そこに住み働く人々の利便性、快適性、安全性及び定住性の向上を目指します。

市街地では居住や都市機能の適正な立地を緩やかに誘導しつつ快適な住宅地や魅力ある商業業務地の形成、環境と調和した工業地の確保などを図り、生活機能が集約化・効率化されたコンパクトな市街地形成を目指します。

一方、周辺部においては無秩序な開発を防止しつつ身近な生活環境の整備や産業の振興など地域の活性化を図り、個性が光るまちづくりを進めます。

また、市域全般にわたり潤いある水辺や農地、森林などの豊かな緑地を後世への財産として残すよう、水と緑を活かしたまちづくりを進めます。

▼市街地の土地利用の区分

将来都市構造におけるゾーン	区分	土地利用のイメージ
住宅市街地ゾーン	低層系住宅地	・主に低層住宅からなる住宅地
	中層系住宅地	・主に中層住宅からなる住宅地
	複合住宅地	・住宅地及び業務地が複合する住宅地
商業・業務地ゾーン	商業業務地	・商業業務系の土地利用を図る地区
	近隣商業地 (沿道型商業地)	・近隣の住民が日用品の買物をする店舗等の利便性向上を図る地区
工業ゾーン	工業地・港湾等	・工業を誘導する地区 ・既存の工業地 ・港湾関連、埠頭地区
田園集落ゾーン	田園集落地	・既存集落地及び周辺の農地 ・農業生産の場として保全を図る必要がある農地
山地ゾーン	森林・自然緑地・公園等	・森林・自然緑地・公園等の保全と活用
	河川・海岸等	・河川・海岸等の保全と活用

▼周辺部の土地利用の区分

将来都市構造におけるゾーン	区分	土地利用のイメージ
工業ゾーン	大規模施設用地	・規模の大きな工場などに利用される土地
田園集落ゾーン	田園集落地	・農地及び農地と一体となった集落住宅地
沿岸集落ゾーン	沿岸集落地	・港や後背の農地や山地と一体となった集落住宅地
山地ゾーン	森林・自然緑地	・森林・自然緑地等の保全
	河川・海岸等	・河川・海岸等の保全

1-1 計画的な土地利用の推進

【住宅市街地ゾーン】

(1) 低層系住宅地

○山際周辺地区など、ゆとりと潤いのある良好な環境で住宅地が形成されている地域については、今後もこれらの環境を維持していくため低層系住宅地としての土地利用を図ります。



▲山際周辺地区の低層住宅

(2) 中層系住宅地

○中の島、長島、鶴望、池田、稻垣などの低層住宅と中層住宅が混在する住宅地エリアについては、住宅を中心としながらも商業施設を一部許容するなど、中層系住宅地としての土地利用を図ります。
○生活道路や生活排水処理施設の整備を進めるなどにより住宅立地を促進し、良好な環境を確保した住宅地の形成を目指します。

(3) 複合住宅地

○商業・工業用建物、住宅等が混在する住宅地については、地域特性を活かした合理的な土地活用を図るため店舗、娯楽施設、事務所及び環境悪化をもたらす恐れのない工場などの業務系施設と住宅とが調和した複合住宅地としての土地利用を図ります。

【商業・業務地ゾーン】

(4) 商業業務地

○大手前周辺からJR佐伯駅一帯及び鶴岡西町周辺までを本市における商業業務地とし、商業・業務、文化、医療・福祉などの都市機能がコンパクトに集積した県南の中核的な都市にふさわしい質の高い商業業務地の形成を目指します。



▲鶴岡西町の商業地

○道路や広場などの整備を進めるとともに、「佐伯市立地適正化計画」に基づき、まちなか居住機能をはじめとする多様な機能や施設の集積を図ります。

○大手前周辺を中心としたバリアフリーに対応した回遊動線の整備など、歩行者ネットワークの形成を目指します。

○空き家や空き店舗等の活用による通りを活かした商業空間の形成を図ります。

(5) 近隣商業地（沿道型商業地）

○国道217号などの主要幹線沿道において、食料品や日用雑貨品などの商業施設が立地する地区については近隣商業地（沿道型商業地）として住民の生活利便性の向上を目指します。



▲国道217号の沿道商業地

【工業ゾーン】

(6) 工業地・港湾等

- 東浜、西浜、鶴谷及び八幡を工業地エリアとして位置付け、緑地の配置など周辺環境との調和に留意し、工業地としての機能の充実に努めます。また、新規に造成した工場用地や工場跡地への企業誘致を推進し、有効利用を図ります。
- 港湾関連・埠頭地区については、「佐伯港港湾計画」に基づき、港湾整備を推進します。あわせて、都市拠点として港への観光につなげる機能の集積や港周辺の景観整備など、まちづくりとの連携により海の魅力を活かしたにぎわいの場を創出します。



▲沿岸部の工業地

(7) 大規模施設用地

- 工場用地などに利用されている土地は、周辺環境との調和を図りつつ現在の土地利用の維持・保全を図ります。また、新たに土地利用を検討する場合は、農林業との調整を図り、災害からの安全確保や良好な景観の保全に十分配慮した土地利用を誘導します。

【田園・沿岸集落ゾーン】

(8) 田園集落地

- 用途地域の周辺に点在する集落は、農地と共存する田園集落地として豊かな自然など現在の良好な生活環境の保全に努めます。
- 地域生活拠点については、地域のにぎわいや居住環境及び地域コミュニティの維持を目指し、日常生活に必要な生活機能や農林業関連施設等の集約、都市基盤等の維持を図ります。
- 番匠川流域の平坦地沿いにまとまって分布する農地については、農業生産の場としての役割とともに自然環境や景観を保全し、災害時のオープンスペースとなるなど多面的な機能を担っていることから、優良な農地としての保全に努めます。
- 用途地域内に点在する農地については、無秩序な開発を防止しつつ有効な土地利用を促進します。
- 農地については、「佐伯市農業振興計画」などに従って営農の場として保全・整備を図るとともに耕作放棄地対策を推進します。



▲弥生の田園集落地

(9) 沿岸集落地

- 漁村集落である沿岸集落地については、漁港や背景となる山林等の良好な生活環境の保全に努めるとともに生活道路の改良や生活排水施設の普及など生活基盤の整備による密集市街地の改善を進め、周囲の自然と調和した集落環境の維持・向上を図ります。
- 地域生活拠点については、地域のにぎわいや居住環境及び地域コミュニティの維持を目指し、日常生活に必要な生活機能や水産業関連施設等の集約、都市基盤等の維持を図ります。
- 農地については、「佐伯市農業振興計画」などに従って営農の場として保全・整備を図るとともに耕作放棄地対策を推進します。



▲蒲江の沿岸集落地

【山地ゾーン】

(10) 森林・自然緑地・公園等

○森林が持つ国土保全、水源かん養などの多面的な機能が発揮されるよう、「佐伯市森林整備計画」に基づき、健全な森林資源の維持及び保全を図ります。

○佐伯市総合運動公園や城山歴史公園、濃霞山公園といった市街地の背景となる自然景観や自然環境を形成する重要な場については、「佐伯市景観計画」及び「佐伯市緑の基本計画」に基づき、保全・活用に努めます。



▲傾山

(11) 河川・海岸等

○番匠川、堅田川などの河川や海岸部等については、水害や津波からの安全性を確保します。あわせて、「佐伯市清流保全条例」等に基づき、水質の向上や環境保全を図ります。また、水辺空間を市民の憩いの場として活用に努めます。

○都市計画区域外の山間部の河川や自然を残す海岸は、現在の美しい海岸環境を維持するため、自然公園法等に基づいて保全を図ります。



▲番匠川

1-2 法的規制の見直し

○鶴岡西町周辺など、用途地域の指定状況と現在の土地利用とのかい離が発生している地域では、用途の混在による既存の生活環境悪化が進まないよう、用途地域の見直しを検討します。

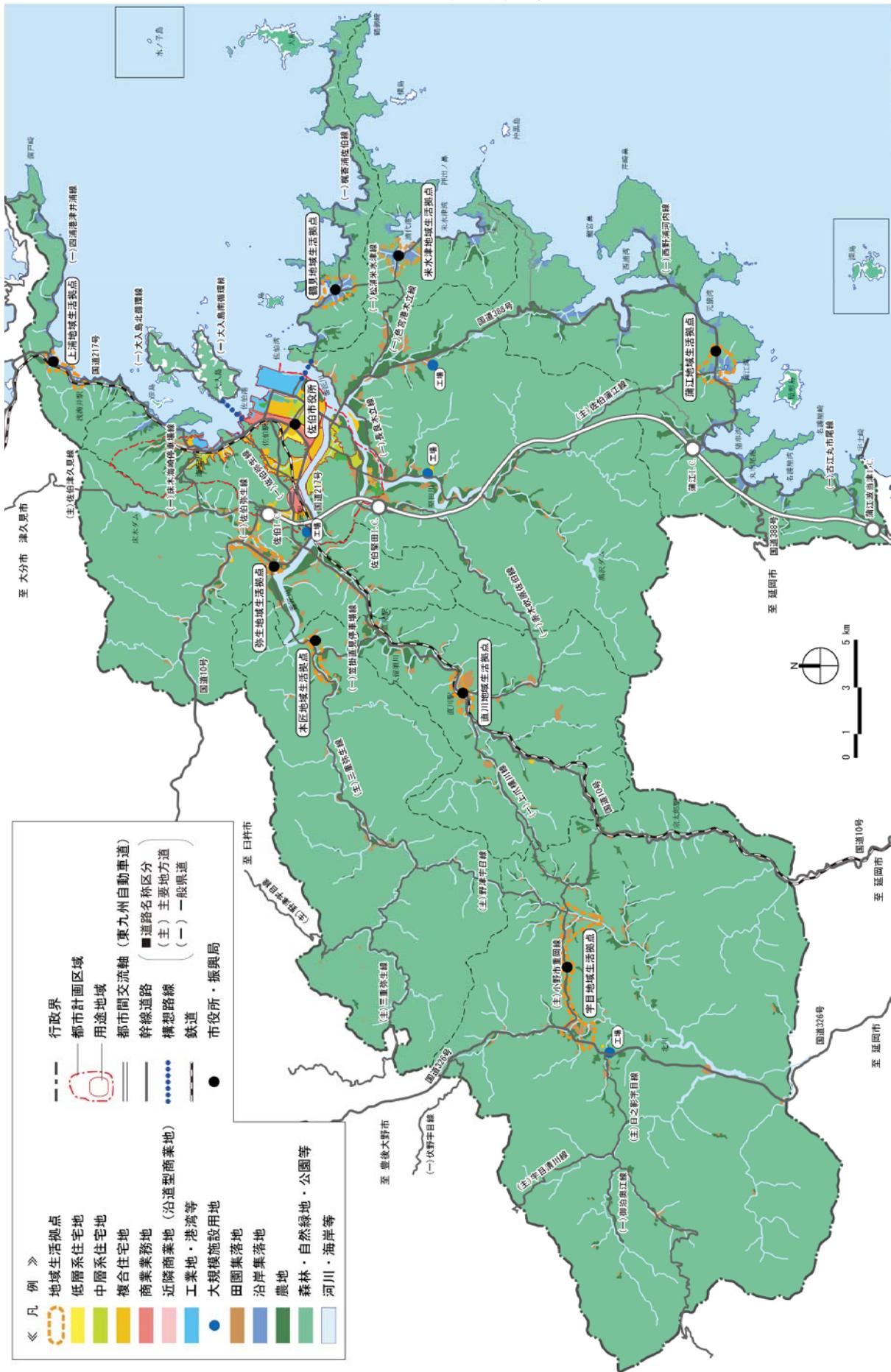
○用途地域が指定されていないものの、住宅開発や郊外型店舗の立地に伴い土地利用転換が見受けられる地域などについては、無秩序な小規模開発や用途の混在を防止し、適正な土地利用を図るため、用途地域指定の検討を行います。

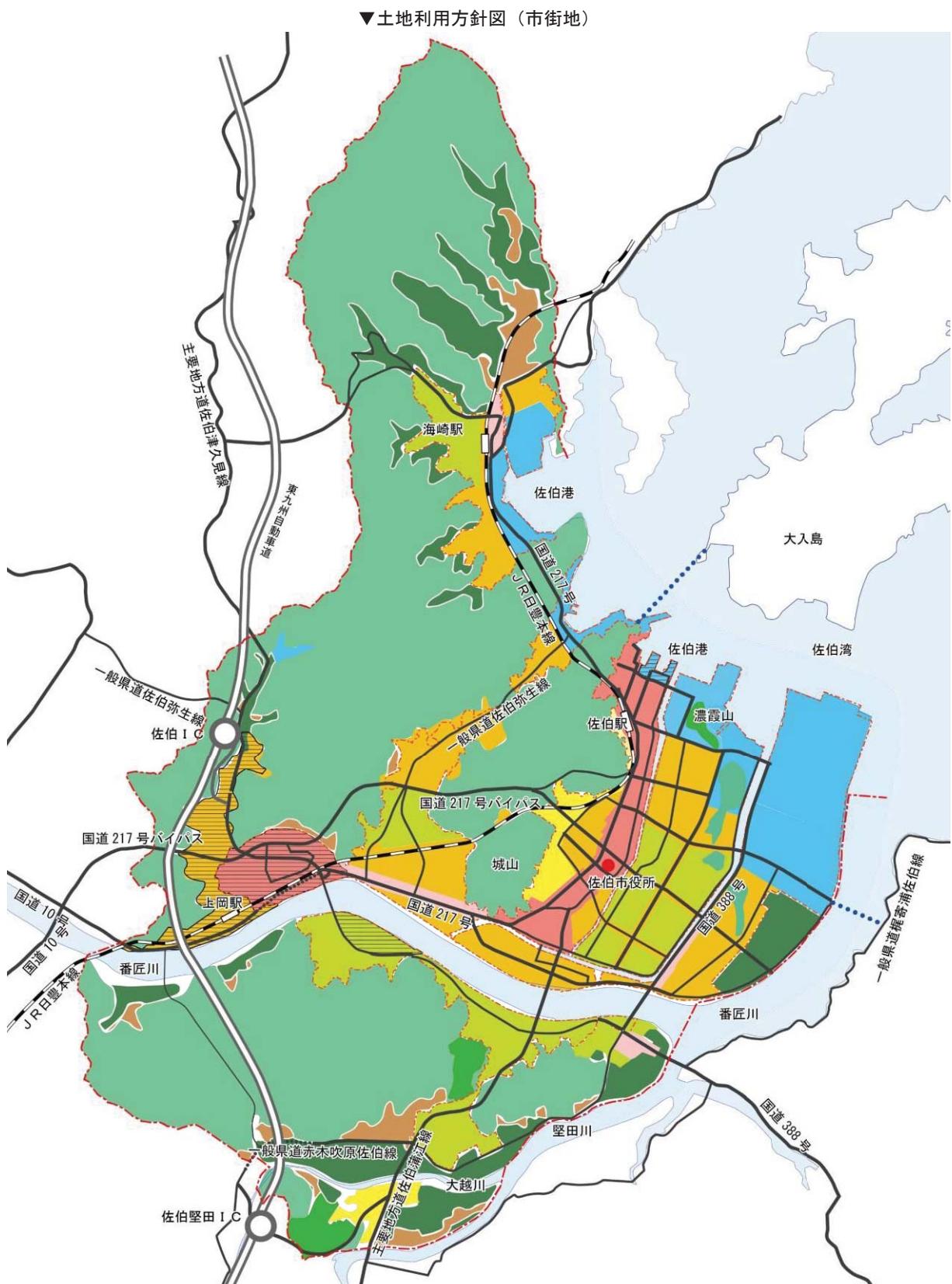
○用途地域の指定のない地域において、生活環境を悪化させる施設等の立地を抑制する必要がある場合には、良好な環境の形成又は保全を図ることを目的とした特定用途制限地域の指定検討を行います。

1-3 空き家等対策の実施

○「佐伯市空き家等対策計画」に基づき、空き家データベースの更新や空き家バンクの積極的な活用を促進するほか、定住促進に関する取組を継続的に推進し、安全・安心なまちづくりを目指します。

▼土地利用方針図（周辺部）





《凡例》	
低層系住宅地	工業地・港湾等
中層系住宅地	主な都市計画公園
複合住宅地	行政界
商業業務地	都市計画区域
近隣商業地 (沿道型商業地)	用途地域
	幹線道路
	構想路線
	鉄道
	河川・海岸等
	田園集落地
	農地
	森林・自然緑地

0 500 1000 2000m



2. 市街地形成の方針



都市機能の集約が図られたコンパクトな市街地の形成を図ります。

特に本市の中心部については、経済活動や交流の中核的な拠点として十分にその機能を担うことができるよう活性化のための多様な事業を推進し、魅力にあふれる市街地形成に努めます。

また、その他の既成市街地等については、居住環境の向上を目指して地域特性に応じた整備を進めます。

2-1 魅力ある市街地の形成

○大手前・市役所周辺及びJR佐伯駅・港周辺については、市民及び来訪者のにぎわい創出に努めるとともに拠点内の回遊性強化や観光による交流促進、食のまちづくりなどにより歩いて楽しい活力あふれる魅力的な市街地拠点の形成を図ります。



▲さいき城山桜ホール

○鶴岡西町周辺については、商業、子育て、医療等の生活機能を中心とした都市機能の集積を図り、地域の生活を支える市街地拠点の形成を図ります。

○「佐伯市市街地グランドデザイン」に基づく都市機能の充実を図り、市民が活躍できる市街地となるよう魅力向上や更なる活性化に向けた施策に取り組みます。

○旧城下町周辺においては、地域の歴史や文化資源を活かし、便利で過ごしやすく、人が集い、活発に交流し、ふれあうまちづくりを推進します。

○集合住宅整備などの居住環境整備や児童・高齢者・障がい者福祉施設整備等暮らしを支える環境の向上を図り、まちなか居住を促進します。

2-2 コンパクトで質の高い市街地の形成

○「佐伯市立地適正化計画」と連動し、居住や都市機能の立地誘導を推進し、「コンパクト・プラス・ネットワーク」による持続可能な市街地の形成を図ります。

○道路ネットワークやオープンスペースが充分でない地区や木造住宅が密集する地区など、都市基盤整備が不十分な地区においては、地域住民の意向や地区の状況を踏まえながら土地区画整理事業や地区計画などの手法を用いて建物のセットバックや道路・公園等の基盤施設の整備による居住環境の改善・向上に努めます。

2-3 快適な市街地空間の保全

○城山や濃霞山、中川、中江川など、市街地内の自然環境を保全します。

○「佐伯市景観計画」にて景観形成重点地区に指定されている山際周辺地区及び船頭町地区において、歴史的まち並み景観や四季の彩りを感じる緑豊かなまち並み景観の形成に努めるとともに都市の快適性を高める空間として保全・活用します。

○空き家や空き店舗などの低未利用地の活用を推進します。あわせて、バリアフリーやユニバーサルデザイン等に配慮した誰もが利用しやすい市街地形成を推進します。

3. 交通体系形成の方針



都市間や拠点間を結ぶ道路網の構築や道路内における安全な歩行者・自転車空間の確保等の道路整備の推進を図ります。あわせて、拠点間の公共交通ネットワークの充実や維持を図るなど、暮らしを支える道路・交通ネットワークの形成を目指します。

3-1 道路整備の方針

東九州自動車道により本市の移動圏域も広がっていることから、周辺の広域幹線道路や主要幹線道路を基軸に暮らしと交流を支える体系的な道路ネットワークの形成を図るとともに道路の機能や地域の特性に応じた整備を推進します。

国道や県道については国や県に積極的に整備を働きかけるほか、市道については重要性や緊急性などに応じて順次整備を進めます。

都市計画道路については、整備・見直し方針に基づき、計画の廃止や位置・区域・構造の見直しを図り、効率的な道路整備を進めます。

また、道路整備に当たっては、老朽化した橋りょうやトンネルなどの点検・再整備、舗装の改良や海岸・河川沿いの路肩の補強など、災害に強い道路構造づくり、計画的な維持保全による道路施設の長寿命化対策を推進します。

(1) 都市間交流軸の構築

○都市間の交流を支える基盤及び災害時の骨格的な緊急輸送道路として東九州自動車道の4車線化に向けた関係機関への要望を進めるとともに、高速道路を核にアクセス道路の整備を推進し、観光や産業振興等の市の発展につなげます。



(2) 道路の機能別区分ごとの方針

○道路を広域幹線道路、主要幹線道路、幹線道路、補助幹線道路及び生活道路の5つに区分し、それぞれの役割に応じた整備を進めます。

1) 広域幹線道路

○近隣市町との交流や連携を支え、災害時の緊急輸送道路となる国道を広域幹線道路として位置付け、交通機能及び災害機能の強化を図ります。



2) 主要幹線道路

○市内各地域間の交流や連携を支える道路及び市街地の骨格を形成する主要地方道、一般県道及び広幅員の都市計画道路を主要幹線道路に位置付け、円滑な交通、都市基盤、災害時の緊急輸送等の道路としての機能の確保のための整備を進めます。

○周辺部で通学路となっている区間について、安全確保のために歩道の設置を進めます。

3) 幹線道路

- 主要幹線道路以外の主要地方道、主な一般県道並びに市街地内交通軸となる都市計画道路などについては、幹線道路として位置付け、主要幹線道路と一体となって市内各地域間の交流や連携を支えるものとして整備を促進し、市街地内交通の円滑化を図ります。

4) 補助幹線道路

- 集落間を結ぶ市道、上記以外の県道、都市計画道路及び近隣住区内の生活幹線道路などを主要幹線道路や幹線道路を補完する補助幹線道路として位置付けます。
- 周辺部の補助幹線道路については、集落と各地域生活拠点や行政サービス施設、利便施設を結ぶよう整備に努めます。
- 市街地の補助幹線道路については、良好な市街地の形成、歩行者の安全と自動車の円滑な交通の実現、防災空間の確保に努めます。

5) 生活道路

- 市民の日常生活に密着した生活道路については、狭い部分の拡幅や危険箇所の改善など、緊急性などを考慮しつつ利便性と安全性に配慮した整備を順次進めます。特に都市計画区域内の狭い道路については、幅員確保に向けた施策を推進します。

(3) 安全な道路交通環境の形成

- 交通事故を減らし、安全で安心な暮らしを確保するため、「佐伯市交通安全計画」に基づき、交通安全施設等の整備や適切な道路交通規制の実施を進めます。
- 道路整備に当たっては、「高齢者、障害者等の移動等の円滑化の促進に関する法律(バリアフリー法)」「大分県福祉のまちづくり条例」などを踏まえ、高齢者や障がい者、子どもその他の交通弱者に配慮した歩道の確保や段差の解消など、ユニバーサルデザインの考え方に基づき、安全な歩行空間の形成に努めます。



▲歩道確保やバリアフリー化
が施された大手前周辺

(4) 自転車を利用しやすい交通環境の形成

- 「佐伯市自転車活用推進計画」に基づき、日常的な利用やサイクルツーリズム等を促進するため、自転車を利用しやすい交通環境の形成に向けて、自転車と自動車の分離等による自転車通行空間の整備を進めます。
- 整備に当たっては、現状の自転車利用状況や地域の課題、道路の位置付け等を踏まえ、必要と判断される道路を選定して安全で快適な自転車通行空間の整備を推進します。
- 日常利用や観光利用等における自転車の活用を図るため、バス停及び都市機能周辺における適正規模の駐輪場の確保やレンタサイクルサービスの拡充並びに公共交通機関との連携を進めます。



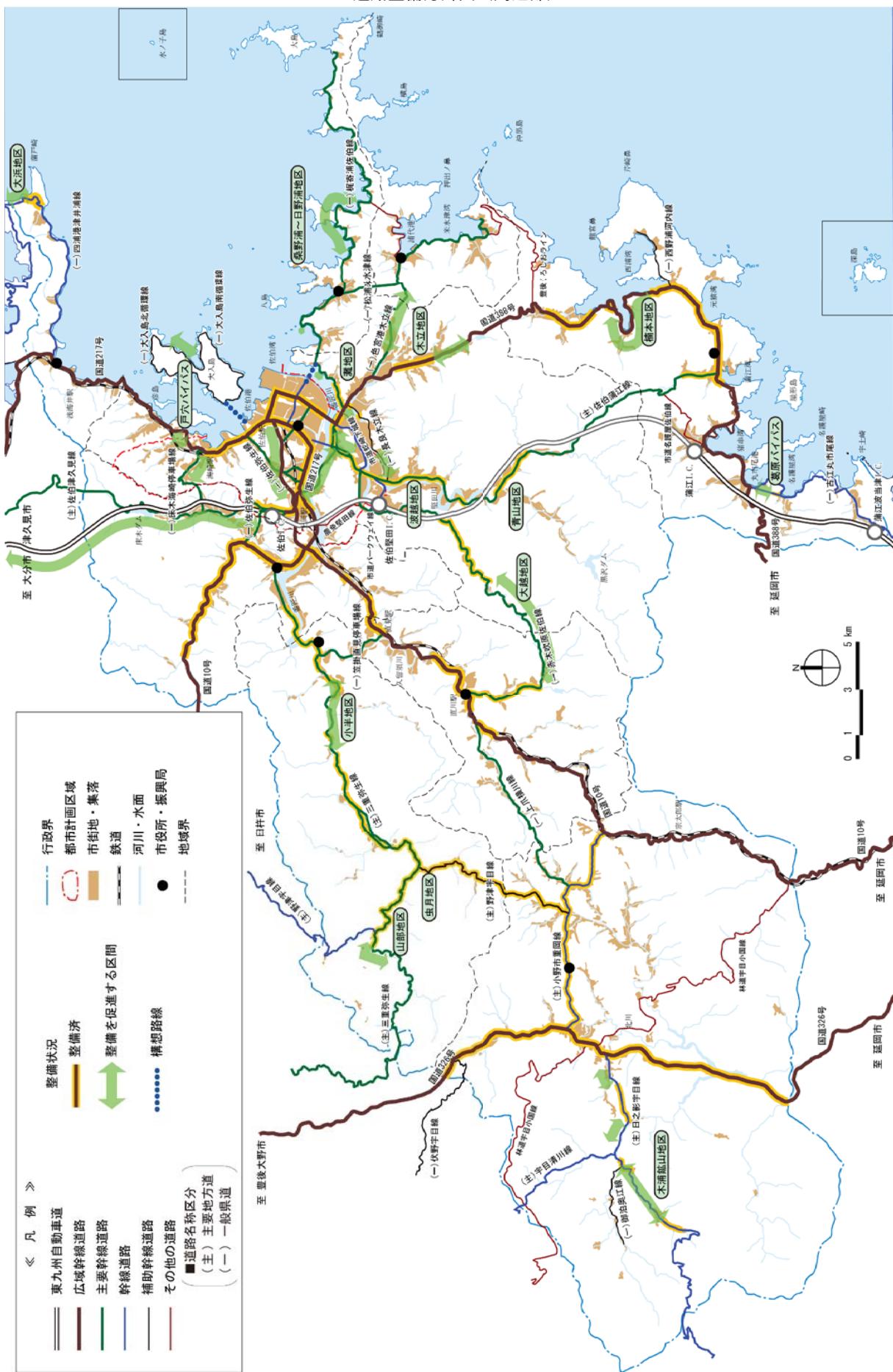
▲佐伯サイクルステーション

▼道路の機能別区分（一覧表）

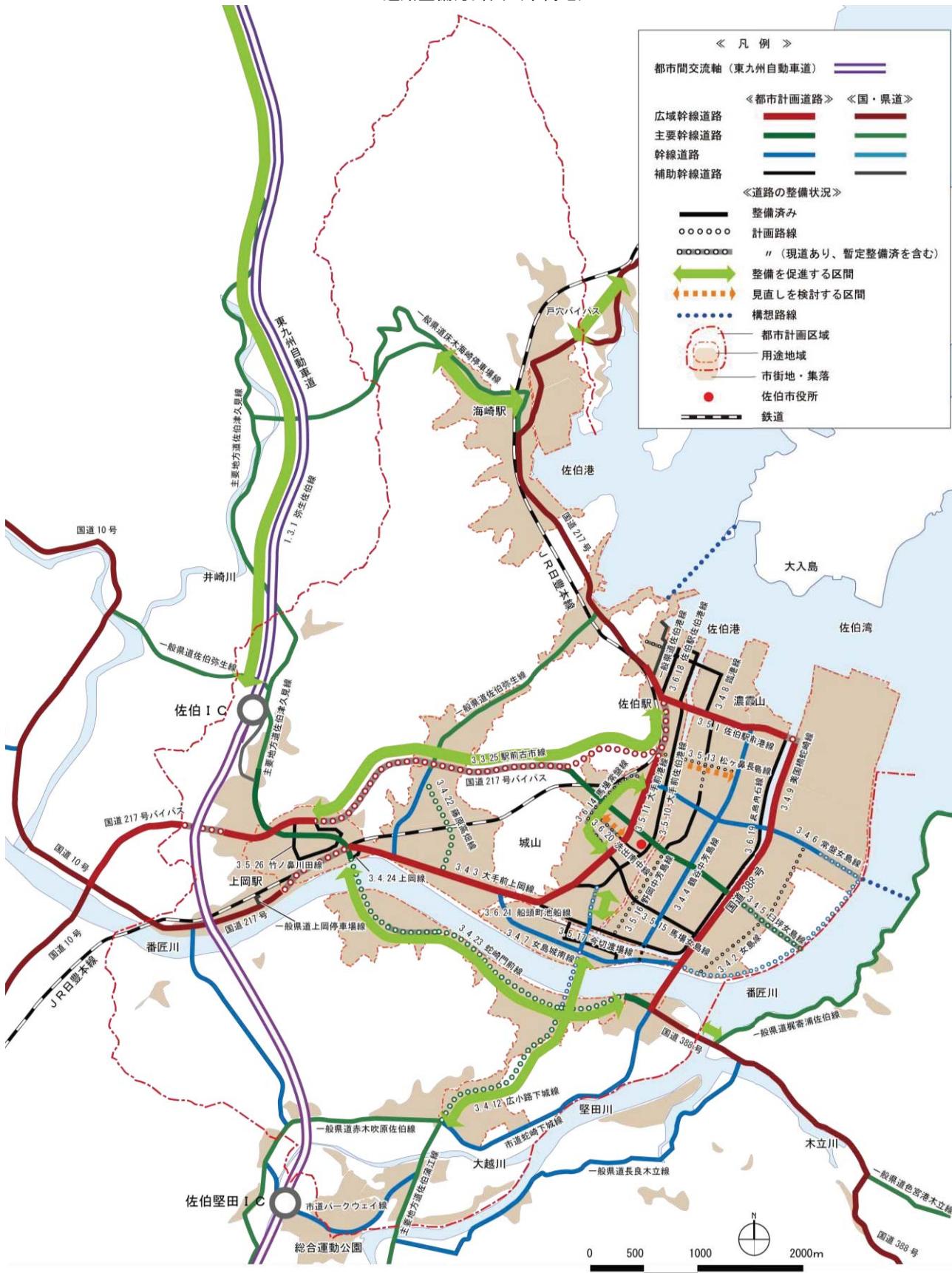
機能別区分	路線名	地域区分	
		市街地	周辺部
高速道路	東九州自動車道	○	弥生・蒲江
	都市計画道路 1・3・1 弥生佐伯線	○	弥生
広域幹線道路	国道 10 号		弥生・本匠・直川・宇目
	国道 217 号	○	上浦・西上浦・弥生
	国道 326 号		宇目
	国道 388 号	○	木立・蒲江
	都市計画道路 3・3・25 駅前古市線	○	
	都市計画道路 3・4・3 大手前上岡線	○	
	都市計画道路 3・4・9 美国橋蛇崎線	○	
	都市計画道路 3・5・1 佐伯駅前港線	○	
	都市計画道路 3・5・11 大手前港線	○	
	主要地方道 三重弥生線		弥生・本匠
主要幹線道路	主要地方道 佐伯津久見線	○	弥生
	主要地方道 佐伯蒲江線	○	堅田・青山・蒲江
	一般県道 佐伯弥生線	○	弥生
	一般県道 色宮港木立線		木立・米水津
	一般県道 赤木吹原佐伯線	○	堅田・直川
	一般県道 梶寄浦佐伯線		鶴見
	一般県道 床木海崎停車場線	○	弥生
	一般県道 笠掛直見停車場線		本匠・直川
	一般県道 上爪横川線		宇目・直川
	一般県道 松浦米水津線		鶴見・米水津
	都市計画道路 3・4・5 白坪女島線	○	
	都市計画道路 3・4・12 広小路下城線	○	
	都市計画道路 3・4・22 藤原高畠線	○	
	都市計画道路 3・4・23 蛇崎門前線	○	
幹線道路	主要地方道 日之影宇目線		宇目
	主要地方道 小野市重岡線		宇目
	主要地方道 宇目清川線		宇目
	主要地方道 野津宇目線		宇目
	一般県道 古江丸市尾線		蒲江
	一般県道 四浦港津井浦線		上浦
	都市計画道路 3・4・4 鶴谷中芳島線	○	
	都市計画道路 3・4・6 常盤女島線	○	
	都市計画道路 3・4・7 女島城南線	○	
	市道 蛇崎下城線	○	堅田
補助幹線道路	市道 パークウェイ線	○	堅田
	一般県道 佐伯港線	○	
	一般県道 上岡停車場線	○	
	一般県道 長良木立線		堅田・木立
	一般県道 御泊奥江線		宇目
	一般県道 西野浦河内線		蒲江
	一般県道 大入島北循環線		大入島
	一般県道 大入島南循環線		大入島
	一般県道 伏野宇目線		宇目
	都市計画道路 3・4・2 女島線	○	
	都市計画道路 3・4・8 臨港線	○	
	都市計画道路 3・4・24 上岡線	○	
	都市計画道路 3・5・10 大手前佐伯港線	○	
	都市計画道路 3・5・13 松ヶ鼻長島線		
	都市計画道路 3・5・15 馬場女島線	○	
	都市計画道路 3・5・16 野岡中芳島線	○	
	都市計画道路 3・5・17 今切渡場線	○	
	都市計画道路 3・5・26 竹ノ鼻川田線	○	
	都市計画道路 3・6・14 馬場常盤線	○	
	都市計画道路 3・6・18 佐伯駅佐伯港線	○	
	都市計画道路 3・6・19 長島角石線	○	
	都市計画道路 3・6・20 洗出南中線		
	都市計画道路 3・6・21 船頭町池船線	○	
	その他主要な市道		
生活道路	上記以外の市道		

※上記、緑着色の道路は整備を促進する道路、橙色着色は計画の見直しを検討する道路

▼道路整備方針図（周辺部）



▼道路整備方針図（市街地）



3-2 公共交通の方針

市街地及び周辺部を結ぶ公共交通機関の充実を図り、拠点形成と連動した円滑な都市活動の確保や市民生活の利便性、快適性の維持・確保に努めます。

(1) 公共交通機関の充実

- 市民の利用ニーズに合った鉄道、コミュニティバス、航路等の運行を促進して維持存続を図るとともに、地域の状況に応じた多様な交通手段の組合せを検討して効果的かつ効率的な公共交通網の構築を推進します
- 市街地内における循環バスや自動運転サービスの導入について、実験運行等を用いた検討を行います。
- コミュニティバス及びデマンドバスについては、交通不便地域におけるモビリティ（移動性）を確保する路線の維持に努め、利便性の確保に取り組みます。
- 周辺部ではコミュニティバスの適切な運行を行って利用促進を図ります。あわせて、乗合タクシーや自家用有償旅客運送の導入など、周辺部における公共交通の在り方についての検討を進めます。
- 離島における生活環境を確保するため、フェリー等の離島航路の確保・維持に努めます。

(2) 拠点における交通結節機能の強化

- 大手前・市役所周辺、JR 佐伯駅・港周辺、鶴岡西町周辺等の市街地の拠点については、多様な交通手段による来訪を可能とするため交通結節機能の強化を図ります。
- JR 佐伯駅周辺については、バリアフリー化や複数の交通手段の乗換え等に配慮した駅前広場の機能充実を図るとともに、駅前ロータリーや周辺の道路整備などによる交通拠点性の強化を図ります。
- 鶴岡西町周辺については、公共交通での利便性向上を図るため、JR 上岡駅と連携した交通結節拠点の在り方を検討します。



資料：佐伯市地域公共交通計画（令和5（2023）年10月）

4. 公園・緑地整備の方針

対応する
SDGs 目標



番匠川をはじめとする河川、風光明媚な海岸や豊かな緑など本市が持っている恵まれた自然環境、公園・緑地については、環境保全、レクリエーション、防災、景観形成、やすらぎと潤いの提供、自然とのふれあいや人々の交流の場など多様な機能を果たすグリーンインフラとして保全・活用を図っていきます。

「佐伯市緑の基本計画」に基づいて緑を「守り」、「整え」、「生かし」、「育てる」ことで、緑の質を向上し、緑の豊かさや公園・緑地に対する市民満足度の向上に努めます。

4-1 バランスのとれた公園・緑地の配置

○総合的かつ計画的に公園・緑地の整備・保全を図るため、「佐伯市緑の基本計画」に基づき、緑の保全による環境対策や景観形成を目指します。あわせて、今後の少子高齢化、人口減少を見据えた公園全体の再編・再生に向けた取組の推進を図ります。

4-2 公園・緑地の整備

- 公園・緑地のバリアフリー化を図り、子どもや高齢者をはじめ、障がい者等も利用しやすいよう改善します。また、施設の長寿命化や市民の参加による公園愛護など、適切な維持管理に努めます。あわせて、公募設置管理制度（Park - PFI）などの民間活力を活用した取組を検討します。
- 公園・緑地は災害発生時には避難場所及び災害の緩衝地帯として更に大気の浄化や防音等、市民生活に大きな役割を果たしています。このため、公園・緑地の配置の適正化や防災機能の充実、緑化推進を図るとともに、計画的、体系的な緑地の保全・整備・管理に努めます。
- 「佐伯市緑の基本計画」における都市公園整備プログラム(重点プロジェクト)を推進し、地域の特性やニーズに対応した都市公園等の整備・充実に努めます。
- 都市公園については、利用向上に資する公園整備を図ります。新設の公園の整備に当たっては地域住民とのワークショップを通してニーズを把握しつつ検討を進めます。
- 長期未整備の都市計画公園については、社会情勢の変化や将来のまちづくりの進展に合わせた配置や整備などの検討を行います。

4-3 まちづくりにおける緑の整備

- 住宅地における公園・緑地は都市生活に潤いをもたらすだけでなく、児童の安全な遊び場や高齢者の憩いの場としての市民レクリエーションのスペースであることから、「花のあるまちづくり事業」等を活用して親しみやすい空間整備を行います。
- 良好で快適な生活環境を形成するため、歩道などの緑化、地域住民による花・樹木の植栽や管理の推進、身近な地球温暖化対策である緑のカーテンの普及などにより総合的な緑の整備を進めます。
- 「佐伯市緑の基本計画」において緑化重点地区に設定された城山・山際周辺地区、大手前・船頭町地区においては、「佐伯市景観計画」と連動・補完して良好な景観形成を図ることを目指し、緑化の推進及び緑の保全・活用に努めます。



▲臼坪川菖蒲園

4-4 レクリエーション拠点の充実

- 市民のレクリエーション活動の場となっている佐伯市総合運動公園、城山歴史公園をはじめとする既存の施設については、レクリエーション拠点としての機能を維持し、更なる有効利用を促進するとともに周辺環境を活かし充実を図ります。

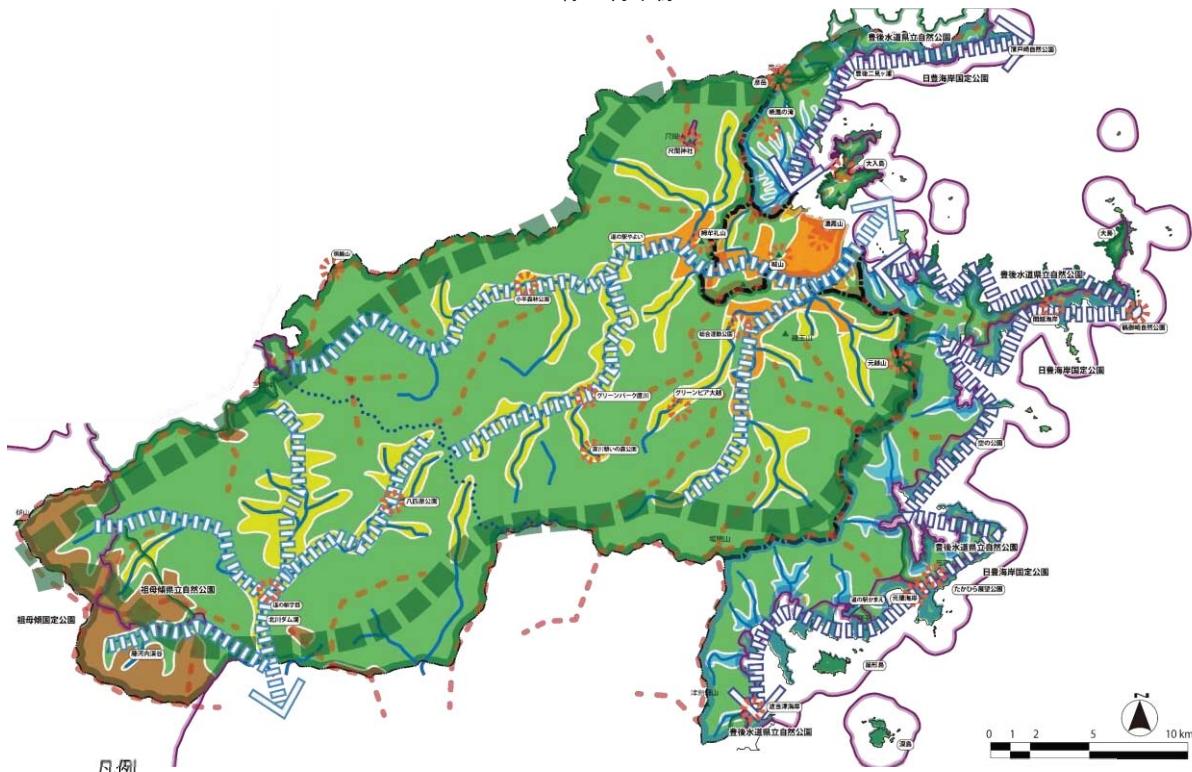


▲佐伯市総合運動公園遊具広場

4-5 山林や河川・海岸等の自然資源の保全・活用

- 周辺部の森林や市街地に点在する山林や河川、本市特有のリアス海岸については、国土保全、水源かん養、生物の生息・生育地など多面的な機能を有する貴重な資源と位置付けて保全を図るとともにレクリエーションの場としての活用を検討します。
- さいきツーリズム戦略における「スローツーリズム」、「エコツーリズム」との連携やエコロジカルネットワークの構築、自然資源や各レクリエーション拠点等のネットワーク化を図ることで、市全体におけるレクリエーション機能の向上及び生態系の保全・活用を促進します。

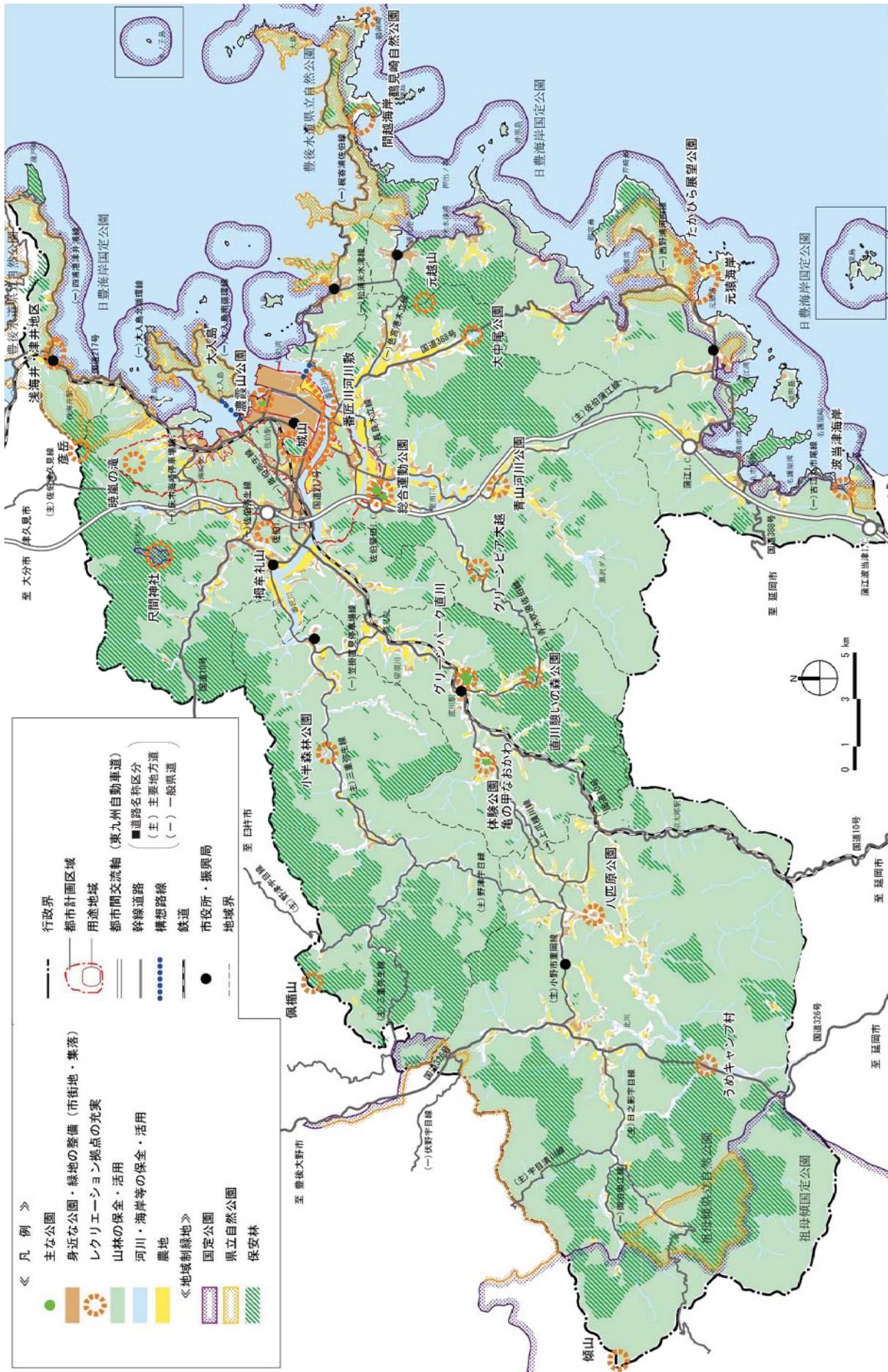
▼緑の将来像



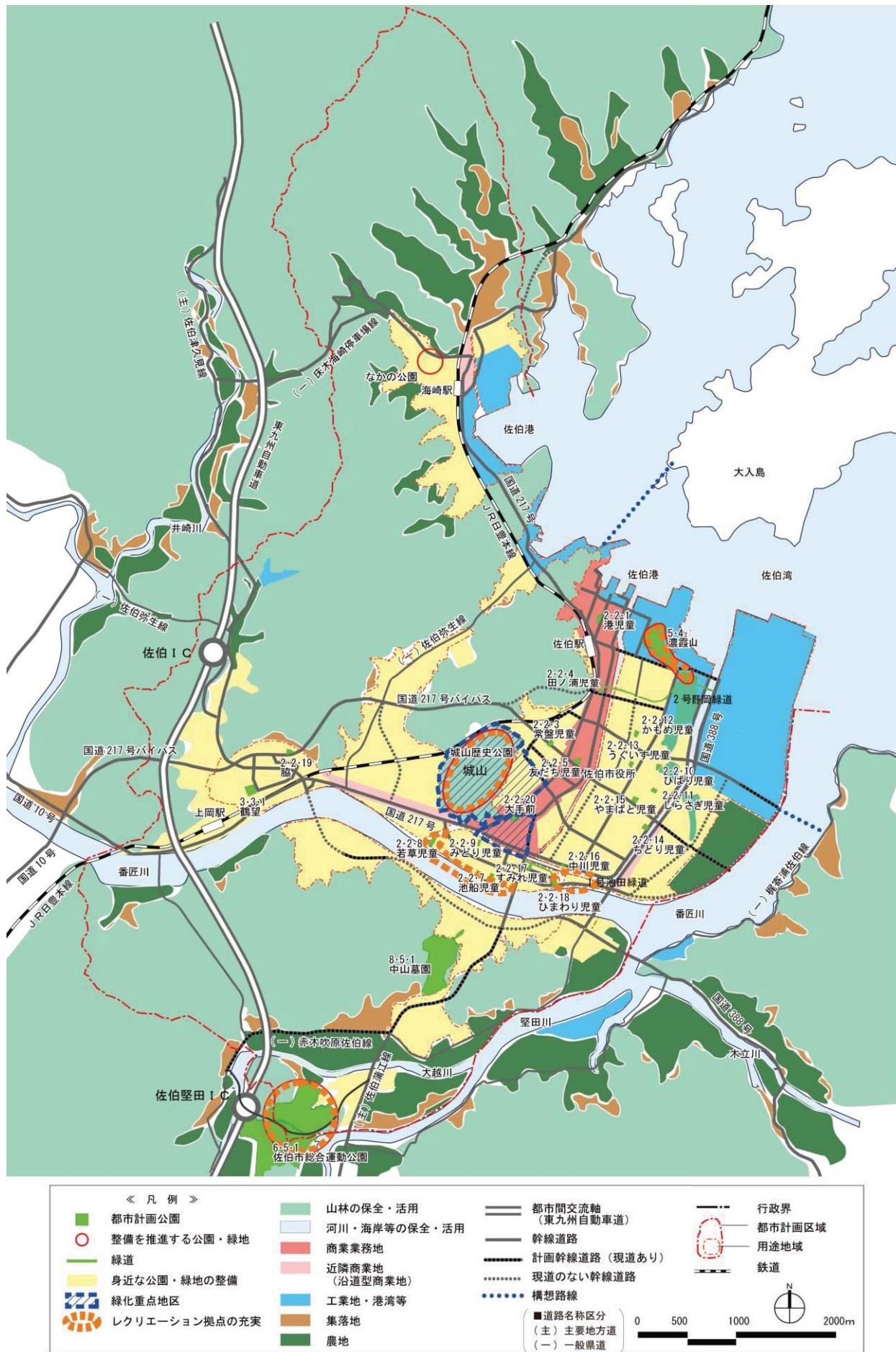
- 山岳地ゾーン：豊かな自然環境を保全し、自然との共生を体感することができるゾーン
- 山地ゾーン：自然林や人工林、里山など多種多様な山林を保全するゾーン
- 農村集落ゾーン：農地の保全及び集落の周囲の里山を保全するゾーン
- 漁村集落ゾーン：漁村集落周囲の山林及び海浜植物群落、海の生態系を保全するゾーン
- 市街地ゾーン：城山を中心とした市街地の自然環境を保全すると同時に緑化を推進するゾーン
- 山の軸：里から浦をつなぐ緑の軸として、山林・山並みの保全を図る
- 河川の軸：里から浦をつなぐ水の軸として、河川及び周囲の樹林地と併せて保全を図る
- 海岸の軸：海岸や砂浜など多様な自然環境と海の生態系の保全を図る
- ★ 緑の拠点：暮らし、歴史文化、生態系をつなぐ拠点として各機能の強化及び保全を図る

資料：佐伯市緑の基本計画（令和2（2020）年3月）

▼公園・緑地整備方針図（周辺部）



▼公園・緑地整備方針図（市街地）



5. その他の施設等の整備方針



5-1 下水道整備の方針

- 公共水域の水質保全を図り、衛生的で快適な生活環境を形成するため、「佐伯市生活排水処理施設整備構想」に基づき、生活排水処理施設の整備を進めます。
- 市街地については、市街化の動向、都市基盤整備との整合を十分図りながら公共下水道事業を推進します。また、供用開始区域については、接続率の向上に努めるとともに、河川整備との整合を図りながら雨水路の整備を進めます。
- その他の地域においては、既存の特定環境保全公共下水道、農業・漁業集落排水事業、小規模集合排水事業、浄化槽市町村整備推進事業等により、老朽化した生活排水処理施設の改築及び更新を計画的に行います。また、これらの事業実施区域外については、浄化槽設置整備事業により合併処理浄化槽の促進に努めます。

5-2 河川整備の方針

- 河川は、治水、利水、環境という多様な機能を持つ公共空間であり、人々の日常生活に密接な関わりを持っています。
- 市民の生命や財産を浸水などの災害から守るため、番匠川水系については「番匠川水系流域治水プロジェクト」、五ヶ瀬川水系については「五ヶ瀬川水系流域治水プロジェクト」に基づき、国・県・周辺市町等と連携して、これらの河川流域が有している保水機能や遊水機能の維持や保全に努めるとともに、無堤防地区の整備や河川改修を推進します。
- 水源の保全や水質の改善、動植物の生態系への配慮など、多様な河川の機能の調和が取れた安全で潤いのある河川環境の創出を図ります。

5-3 し尿・ごみ処理施設の整備方針

- ごみ処理施設については、「第2次佐伯市一般廃棄物（ごみ）処理基本計画」や「エコセンター番匠長寿命化計画」に基づき、更なるごみの減量化・資源化の促進、長寿命化のための措置を行うなどの計画的な維持管理を推進します。
- し尿処理施設については、市民の生活になくてはならないものであり、常に正常に稼働する必要があります。このため、施設の点検、整備等を実施して水質管理、悪臭対策等を万全に行い、環境の保全に努めます。

5-4 その他の施設等の整備方針

- 教育文化施設や福祉施設等については、少子高齢化等の社会情勢や地域の特性を考慮し、「佐伯市公共施設等総合管理計画」等に基づいて規模や配置の適正化を進めながら施設の長寿命化、耐震改修、有効利用などを図ります。
- 公営住宅については、「佐伯市公営住宅等長寿命化計画」に基づき、高齢者、障がい者等を含む多様な住民ニーズに配慮しながら福祉施策との連携を図り、長期的な視点をもって計画的な維持管理を推進します。
- 火葬施設については、老朽化した施設及び設備（火葬炉等）等の改修など、計画的な維持管理に努めます。

6. 景観形成の方針

対応する
SDGs目標



国史跡に指定された佐伯城跡やその城下町である山際通りなどの歴史的街並み、「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク」に代表される山々、多くの支流を有する番匠川や雄大なリアス海岸などの水辺空間、市域全体に広がる森林等は、本市の景観を構成する重要な要素となっています。同時に快適な市民生活を営む上でも安らぎや潤いを与えてくれる大切な景観資源であることから、「佐伯市景観計画」に基づき、これらと調和したまちづくりを目指します。また、市民がふるさととして魅力を感じ、愛着と誇りを持てるような都市景観を創造し、次世代に継承していきます。

6-1 緑と水を活かした、美しい自然景観の保全・形成

- 自然や歴史的な環境が残され、市民に親しまれている城山は、今後も貴重な自然環境を守り、市民が身近に接することのできる憩いとやすらぎの空間として保全を図ります。
- 傾山・藤河内渓谷を代表とする原生の大自然を抱え、古くから郷土芸能など自然への畏敬を背景に持つ伝統的な文化が継承されています。「祖母・傾・大崩ユネスコエコパーク佐伯地域行動計画書」に基づき、地域住民や関係機関などが一体となってユネスコエコパークに求められる機能を最大限に発揮し、豊かな森、水、生き物などの自然環境を自然への畏敬の念と共に次世代にしっかりと継承していきます。
- 番匠川などの河川やリアス海岸については潤いある水辺景観の保全に努めます。あわせて、河川沿いの緑地などを水と緑に気軽に触れることができる水辺空間として保全・活用を図ります。
- 景観形成重点地区に指定されている日豊海岸地区においては、多様な海・海岸景観の保全・形成に努め、ブルーツーリズムや九州オルレとの連携による景観の活用を促進します。
- 農地や森林は、自動車や建物から放出される熱の緩和をはじめ、雨水の保水などの役割も果たすなど地域にとってかけがえのないものとなっています。このため、農地や森林などについては、潤いのある田園・森林景観として保全を図ります。

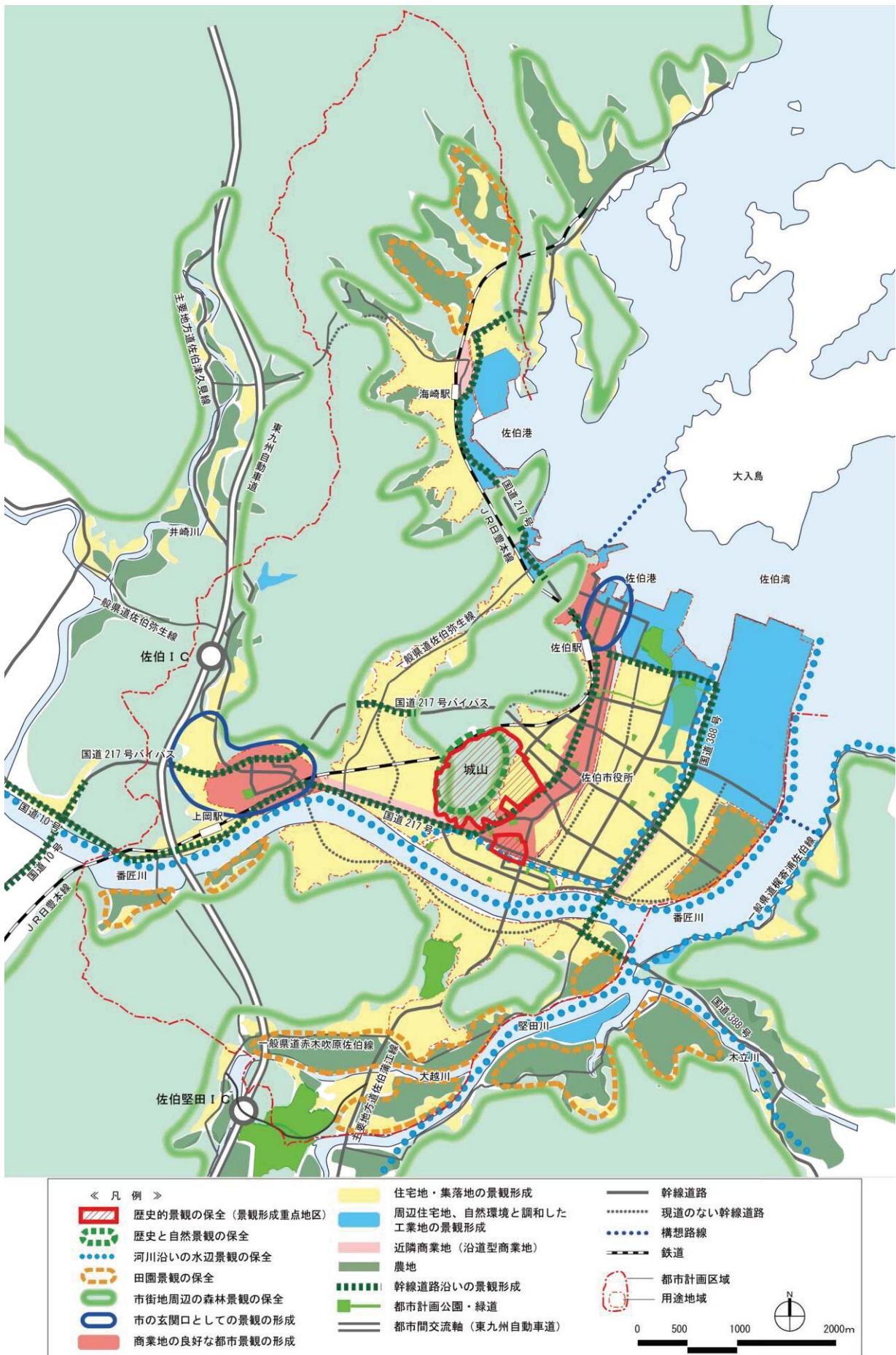
6-2 歴史や文化が刻まれた風情を残す街並み景観の保全・活用

- 佐伯城の城下町として開かれ、武家屋敷や白壁の続く街並みが残されている山際周辺地区や商人の町としての趣が残る船頭町地区では、景観形成重点地区として歴史的な資源の保全・活用を図ります。あわせて、これらの景観と調和した都市基盤等の充実を進め、風情を残す歴史的な街並み景観の保全・形成を促進します。

6-3 魅力ある都市景観の形成

- 市街地については、県南の中核的な都市として誇りの持てるような景観の創出を図ります。このため、魅力ある建物の建設や広場の整備などを行うとともに花によるまちかど の演出、道路沿道の建築物や広告物などの誘導により、良好な都市景観の形成を進めます。
- JR 佐伯駅、東九州自動車道のインターチェンジ周辺については、周辺建築物も含め、佐伯市の玄関口としてふさわしい、魅力ある景観の形成に努めます。
- 臨海部などの既存工業用地をはじめとする港湾・埠頭地区については、緑地の保全や配置など、今後も周辺の住宅地や自然環境との調和に留意して良好な景観形成に努めます。
- 住宅地や集落地については、地区計画の策定や建築協定、緑地協定の締結などを促進し、建物の形態などが調和し、建物周辺や生活道路沿道の緑化が図られた潤いと落ち着きのある景観形成を誘導します。

▼景観形成方針図（市街地）



7. 都市防災の方針

対応する
SDGs 目標



近い将来発生する可能性が高い南海トラフ地震をはじめ、近年多発する大型台風や局地的豪雨による風水害や土砂災害、大規模火災などの都市型災害から市民の生命・財産を守り、被害を最小限に食止めるため、水系に係る関係機関全体で治水対策を実施する「番匠川水系流域治水プロジェクト」、「佐伯市地域防災計画」、「佐伯市国土強靭化地域計画」、「佐伯市津波防災地域づくり推進計画」に基づいて災害に強いまちづくりを進めます。

市街地においては、「佐伯市立地適正化計画」に定める防災指針の取組を推進し、立地の適正化と連動した防災対策に努めます。

また、被災後の復旧及び復興を早期かつ的確に進めていくため、復興プロセスや復興ビジョン等を事前に定める事前復興の取組を推進し、復興を見据えたまちづくりに努めます。

7-1 防災に配慮した土地利用

○災害リスクの高い地域から安全な場所への居住移転等を推進するため、災害リスクを考慮した土地利用を図ります。また、災害リスクの高い地域においては、開発行為の抑制や限定的な土地利用の推進等に向けた土地利用規制の見直しを検討します。

7-2 都市の防災構造化の推進

- 都市の防災構造化を進めるため、都市基盤施設の整備やライフラインの耐震化などの安全対策により防災空間の確保を図ります。
- 災害時の緊急輸送道路については、東九州自動車道の拡幅等の促進を図ります。あわせて、国道・県道や重要性・緊急性の高い市道などの整備を進め、災害に強い道路網の構築を計画的に推進します。
- 狭隘道路については、避難路や緊急車両通行道路として利用できるよう拡幅整備に取り組みます。
- 河川改修、砂防事業などを推進します。あわせて、土砂災害防止、延焼遮断などの役割を果たす緑地の体系的な整備・保全を進めます。
- 「雨水管理総合計画」を策定し、当該計画に基づいて下水道等のインフラにおける防災対策の実施に努めます。

7-3 避難施設の整備

- 緊急避難地として公園や広場等のオープンスペースの維持を図ります。また、南海トラフの巨大地震と津波に備えて整備を進めた市内の避難施設の維持を図ります。
- 「佐伯市総合運動公園」や「道の駅」等の防災拠点となる施設について整備、改修及び維持管理を推進し、安心して避難ができる施設の整備を進めます。
- 大津波発生時には緊急避難を要するため、津波から生命を守ることのできる避難タワーや人工高台等の整備・維持管理を推進します。
- 災害発生において、住民の避難や救出時の緊急車両の通行や物資輸送等の妨げとならいよう橋りょう・道路・トンネル等の改修及び維持管理を進めます。

7-4 災害に強い建築物の整備

- 「佐伯市住宅・建築物耐震改修促進計画」に基づき、市内の住宅、特定建築物及び市有建築物の耐震診断及び耐震改修による耐震化を促進します。
- 密集地における火災時の延焼や倒壊による危険性も考慮し、空き家や空き店舗の適正管理や老朽危険空き家の除却等の促進を図ります。

7-5 地域防災体制の整備・充実

- 災害時における孤立の有無や避難者の人数、負傷者情報等を把握できるように市民への情報・連絡体制の強化を図るなど、地域防災体制の整備・充実を目指します。
- 地域コミュニティの防災力向上を図るため、防災意識を高め、救援・救護活動の根幹となる地域に根ざした自主防災組織の育成・強化に努めます。
- 道路復旧や被害調査等において、不足する人やモノについても、応急対策活動や建設資機材リース等、支援協力に関する協定を民間企業とも結びながら、早期の復旧・復興に向けた体制づくりを構築します。
- 事前復興の考え方に基づき、被災後の復興に資するソフト的対策を事前に準備する復興事前準備や事前復興まちづくりの実現を目指す取組を推進します。

▼「流域治水」の施策のイメージ

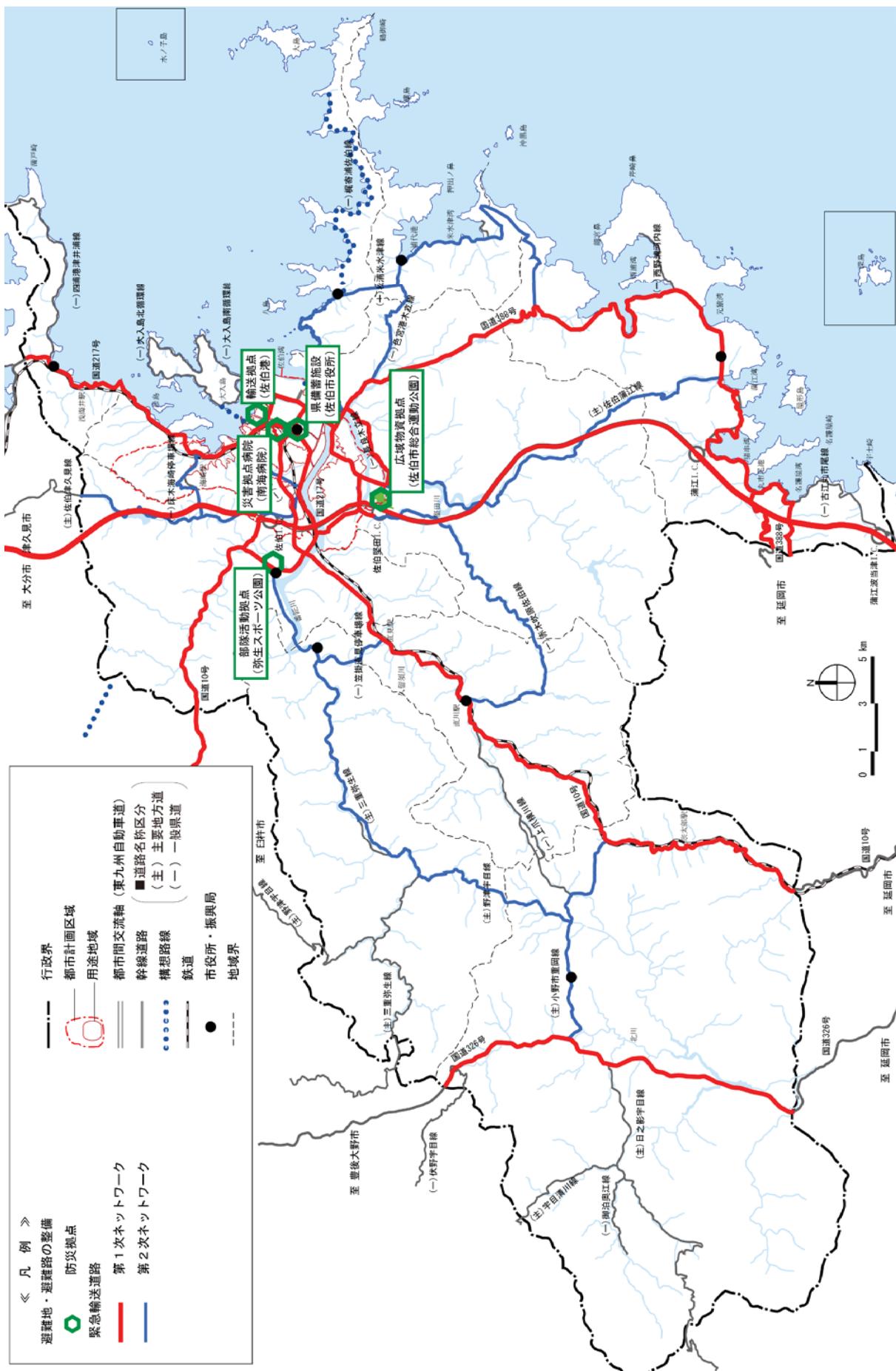
「流域治水」の施策のイメージ

- 気候変動の影響や社会状況の変化などを踏まえ、河川の流域のあらゆる関係者が協働して流域全体で行う治水対策、「流域治水」へ転換。
- 治水計画を「気候変動による降雨量の増加などを考慮したもの」に見直し、集水域と河川区域のみならず、氾濫域も含めて一つの流域として捉え、地域の特性に応じ、①氾濫をできるだけ防ぐ・減らす対策、②被害対象を減少させるための対策、③被害の軽減、早期復旧・復興のための対策をハード・ソフト一体で多層的に進める。



資料：番匠川水系流域治水プロジェクト（令和3（2021）年3月）

▼都市防災方針図（周辺部）



8. その他のまちづくりの方針



本計画を推進するに当たっては、特に環境との共生、人にやさしいまちづくり、本市らしい特色ある食文化などに留意してまちづくりに取り組んでいきます。

8-1 自然と共生し、地球環境に貢献するまちづくり

- 豊かな自然に恵まれた本市の地域特性を踏まえ、自然と共生した快適なまちづくりを目指します。
あわせて、地球環境に配慮した地球温暖化対策の推進を図るため、「第4期佐伯市地球温暖化対策実行計画」及び「第2次佐伯市環境基本計画(さいきオーガニックシティエコプラン)」に基づき、自然環境の保全、循環型・省エネルギー型社会への転換など「自然と共生し、地球環境に貢献するまちづくり」に努めます。
- BDF（バイオディーゼル燃料）や太陽光・バイオマス等、再生可能エネルギー等の地域資源を活用し、エネルギーの地産地消に向け循環・分散型エネルギーシステムの導入による災害に強く、脱炭素な地域づくりを推進します。

【さいきオーガニック憲章】

令和2年3月18日、佐伯市は「さいきオーガニック憲章」を制定しました。
この憲章は「オーガニック」をキーワードに、市民が主体となって、持続可能なまちづくりを考え実践していくことを目的としており、以下を定めています。

私たち佐伯人は、オーガニックを学び、楽しみながら…

- 水や空がよろこぶことをします
- 森や土がよろこぶことをします
- 心や体がよろこぶことをします
- いのちがよろこぶことをします
- みんながつながることをします



▲さいきオーガニック憲章
ロゴマーク

8-2 人にやさしいまちづくり

- 高齢者や障がい者のほか誰もが利用しやすいものになるよう、公共公益施設や道路・公園等の公共空間の整備についてユニバーサルデザインの考え方方に配慮した「人にやさしいまちづくり」を目指します。

8-3 佐伯の特徴を活かした食のまちづくり

- 本市の豊富な「食」資源を育む山・川・海の自然、風土を守るとともに、農林水産業・加工業・飲食業・観光業などの幅広い産業やまちづくりにおける「食」資源の有効活用を促進します。
- さいきツーリズム戦略における「フードツーリズム」の取組などと連携して商業地に「食」を核としたまちづくりの活動や情報発信の拠点を整備することで、「食」を育み、学び、広め、高める、佐伯独自の魅力あるまちづくりを推進します。



▲西野浦の養殖場の様子

8-4 新たな技術を活かしたスマートなまちづくり

- 近年、人工知能やビッグデータの活用など最先端技術の導入が進行しており、まちづくりへの展開が期待されています。技術革新の動向を注視し、本市の抱える課題の解決に向けて長期的な視点で本市のまちづくりへの導入等に努めます。